

事 務 連 絡
令和8年9月30日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める
方法等の一部を改正する告示」の公布等について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知い
ただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

(別記)

公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 国立大学病院長会議
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本赤十字社
社会福祉法人 恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
健康保険組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国家公務員共済組合連合会
公立学校共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
国立療養所松丘保養園
国立療養所東北新生園
国立療養所栗生楽泉園
国立療養所多磨全生園
国立駿河療養所
国立療養所長島愛生園
国立療養所邑久光明園
国立療養所大島青松園
国立療養所菊池恵楓園
国立療養所星塚敬愛園

国立療養所奄美和光園
国立療養所沖縄愛楽園
国立療養所宮古南静園

医政発 0930 第 2 号
令和 8 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」の公布等について（通知）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）のうち医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）に係る改正規定の一部が令和 8 年 10 月 1 日付けで施行されることに伴い、法第 30 条の 13 第 1 項の規定に基づく報告の報告事項として、従前の病床機能に加えて、医療機関機能が追加されます（以下「医療機関機能等報告」という。）。

改正法の施行等を踏まえ、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 367 号）が本日別添のとおり公布され、令和 8 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までに行うものとされている医療機関機能等報告及び外来機能報告より適用されます。

改正の主な内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関及び関係団体に対して周知をお願いいたします。

なお、医療機関機能等報告及び外来機能報告については、業務効率化の観点から、医療機関は、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告を行うこととしており、令和 8 年度医療機関機能等報告・外来機能報告の「確認・記入要領」については、それぞれ以下の厚生労働省のホームページにおいて掲載しているため、これらの報告に当たって参考としていただけるよう、貴管内の医療機関及び関係団体に対して、併せて周知をお願いいたします。

○令和 8 年度医療機関機能等報告 確認・記入要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

○令和 8 年度外来機能報告 確認・記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

記

第1 改正の主な内容

1 病床機能報告の報告内容及び公表内容について令和8年度の診療報酬改定を踏まえ、以下のとおり改正する。(第1条、第3条関係)

(1) 構造設備及び人員の配置その他必要な事項

報告内容及び公表内容のうち「病床数、人員の配置、医療機器等」について、以下のとおり改正する。

- ① 「総合入院体制加算1から3まで」を「急性期総合体制加算1から5まで」に改正
- ② 「急性期充実体制加算1又は2」の区分を「包括期充実体制加算」に改正
- ③ 「看護・他職種共同加算を算定している病院にあつては、その旨」を追加
- ④ 「医療提供機能連携確保加算を算定している病院にあつては、その旨」を追加
- ⑤ 「小児・周産期・精神充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨」を削除
- ⑥ 「精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨」を削除
- ⑦ 「コンピュータ断層撮影装置の数」に「百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」の区分を追加
- ⑧ 「コンピュータ断層撮影装置の数」の「六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」の区分を「六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」に改正

(2) 入院患者に提供する医療の内容

- ① 報告内容及び公表内容のうち「がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況」について、「脳血管内手術の実施件数」を削除
- ② 報告内容及び公表内容のうち「救急医療の実施状況」について、「急性期充実体制加算1及び2の算定件数」を削除

2 改正法の一部施行に伴い、以下のとおり改正する。(第2条、第4条関係)

(1) 報告内容及び公表内容に「医療機関機能」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位に以下を規定する。

- ① 報告内容及び公表内容に「法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日における医療機関機能」を新設し、報告単位、公表単位及び

報告方法を以下のとおり規定する。

(i) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。

(ii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する。

② 報告内容及び公表内容に「法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後医療機関機能」を新設し、報告単位、公表単位及び報告方法を以下のとおり規定する。

(i) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。

(ii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する。

(2) 報告内容及び公表内容のうち「構造設備及び人員の配置その他必要な事項」について以下のとおり規定する。

① 報告内容及び公表内容に「構造設備等」を新設し、報告単位、公表単位及び報告方法を以下のとおり規定する。

(i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。

- ・ 「同一敷地内又は隣接する敷地内の施設・事業所等」
- ・ 「入院対応等が可能な診療科目」
- ・ 「手術等を実施する建物における建築時期」
- ・ 「建物の構造」
- ・ 「手術室数」
- ・ 「都道府県が指定する災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター及び小児救命救急センター・地域小児救命救急センターのいずれかである場合には、その旨」
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三の規定により都道府県と締結された医療措置協定の内容」
- ・ 「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二の規定に基づく臨床研修の実施状況」
- ・ 「専門研修の実施状況」

(ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する（「手術等を実施する建物における建築時期」にあつては病棟及び病院又は診療所、「建物の構造」にあつては病棟）。

(iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する。

② 報告内容及び公表内容に「人員に係る内容」を新設し、報告単位、公表単位及び報告方法を以下のとおり規定する。

(i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。

- ・ 「臨床研修医の数」
- ・ 「専門研修を受ける医師の数」

- ・ 「診療科目別の医師及び専攻医の数」
 - ・ 「在宅医療部門の有無及び従事者の数」
 - ・ 「救急外来の有無及び従事者の数」
 - ・ 「地域への派遣医師の数及び派遣先医療機関の数」
 - ・ 「休日夜間等の体制等」に関する項目
- (ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。
- (iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する。
- (3) 報告内容及び公表内容に「医療機関機能に関する内容」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位に以下を規定する。
- ① 報告内容及び公表内容に「救急医療の提供状況」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位を以下のとおり規定する。
- (i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。
- ・ 「患者の年齢階級区分及び経路区分の組合せごとの救急搬送受入件数（転院搬送件数を含む。）」
 - ・ 「救急患者連携搬送料の算定件数」
- (ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。
- (iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する（「救急患者連携搬送料の算定件数」にあつてはレセプト情報による方法）。
- ② 報告内容及び公表内容に「手術に関する実績」を新設し、報告単位、公表単位及び報告方法を以下のとおり規定する。
- (i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。
- ・ 「手術・処置の実施件数（外科手術にあつては、全身麻酔を伴うものに限る。）」
 - ・ 「緊急手術・処置の実施件数」
- (ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。
- (iii) 報告方法に「レセプト情報による方法」を規定する。
- ③ 報告内容及び公表内容に「高齢者等への医療の提供状況」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位を以下のとおり規定する。
- (i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。
- ・ 「年齢階級区分別の退院患者の人数」
 - ・ 「休日におけるリハビリテーション実施体制の有無」
 - ・ 「回復期リハビリテーション病棟入院料及び回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する病棟又は病室を退棟若しくは退室

した患者の人数」

- ・ 「外来における疾患別リハビリテーション料及び摂食機能療法の算定件数」

- ・ 「在宅復帰等に向けた取組」に関する項目

(ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。

(iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する（「外来における疾患別リハビリテーション料及び摂食機能療法の算定件数」及び「在宅復帰等に向けた取組」についてはレセプト情報による方法）

- ④ 報告内容及び公表内容に「高齢者施設等との連携状況」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位を以下のとおり規定する。

(i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。

- ・ 「協力医療機関として連携する高齢者施設等の数」
- ・ 「協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者の緊急時の受入れのため確保している病床数」
- ・ 「協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者に対する診療実績」
- ・ 「協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の算定件数」

(ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。

(iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する（「協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の算定件数」にあつてはレセプト情報による方法）。

- ⑤ 報告内容及び公表内容に「在宅医療の提供状況」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位を以下のとおり規定する。

(i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。

- ・ 「在宅医療に係る連携先医療機関の数及び後方支援に係る連携先医療機関の数」
- ・ 「同一敷地内又は隣接敷地内以外の連携する訪問看護ステーションの数」
- ・ 「訪問診療の対象としている施設等の数」
- ・ 「在宅医療の実績」に関する項目
- ・ 「在宅療養患者の受入れのための確保病床の数」
- ・ 「在宅療養患者の診療実績」

- ・ 「在宅患者緊急入院診療加算の算定件数」
 - (ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。
 - (iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する（「在宅医療の実績」に関する項目の一部及び「在宅患者緊急入院診療加算の算定件数」についてはレセプト情報による方法）。
- 3 外来機能報告の報告内容及び報告方法について、令和8年度の診療報酬改定及び改正法の一部施行に伴い、以下のとおり改正する。（第5条、第6条関係）
- (1) 報告内容の「紹介受診重点外来の実施状況」のうち、報告方法について、「病床機能報告」を「医療機関機能等報告」に改正する。
 - (2) 報告内容の「地域における外来医療の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項」について以下のとおり改正する。
 - ① 「高額等の医療機器・設備の保有状況」の項目の「コンピュータ断層撮影装置の数」について、以下のとおり規定する。
 - (i) 「百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」を新設する。
 - (ii) 「六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」を「六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」に改正する。
 - ② 報告方法について、「病床機能報告」を「医療機関機能等報告」に改正する。
- 4 その他所要の改正を行う。

第2 適用期日等

告 示 日：令和8年9月30日

適用期日：告示日（ただし、令和8年10月1日から同年11月30日までに行うものとされている医療機関機能等報告及び外来機能報告から適用する。また、改正法の一部の施行に伴う改正規定については、令和8年10月1日から適用する。）

以上

○厚生労働省告示第三百六十七号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項、第三十条の三十三の八及び第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示
(医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正)
第一条 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に依じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に依じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。		
報告内容	報告単位	報告方法	報告内容	報告単位	報告方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ (略) ハ 医療機器等 (1) (3) (略) (4) 急性期総合体制加算1から5までのいずれかを算定している病院にあつては、急性期総合体制加算1から5までのいずれかを算定しているかの別 (5) 包括期充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨	病棟(ロ(1)及びハ(1)の(2)及び(23)を除く。)にあつては、病院又は診療所、イ(2)及びロ(2)にあつては、病棟及び病院又は診療所	構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ (略) ハ 医療機器等 (1) (3) (略) (4) 総合入院体制加算1から3までのいずれかを算定している病院にあつては、総合入院体制加算1から3までのいずれかを算定しているかの別 (5) 急性期充実体制加算1又は2を算定している病院にあつては、その旨 (新設) (新設)	病棟(ロ(1)及びハ(1)の(2)及び(7)及び(23)を除く。)にあつては、病院又は診療所、イ(2)及びロ(2)にあつては、病棟及び病院又は診療所
(削る)	(6) 看護・多職種協働加算を算定している病院にあつては、その旨 (7) 医療提供機能連携確保加算を算定している病院にあつては、その旨 (削る)		(6) 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨 (7) 精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨		
(新設)					

入院患者に提供する医療の内容						
十一 疾患に応じたりハビリティーション及び早期のリハビリテーションの状況 イール (略) ヲ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、又の患者のうち、入棟時の日常生活機能評価	(略)	ヨレ (略)	ハ 救急医療の実施状況 イカ (略) (削る)	カ (略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞 その他の疾患の治療状況 イール (略) (削る)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十一 疾患に応じたりハビリティーション及び早期のリハビリテーションの状況 イール (略) ヲ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、又の患者のうち、入棟時の日常生活機能評価	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

入院患者に提供する医療の内容						
十一 疾患に応じたりハビリティーション及び早期のリハビリテーションの状況 イール (略) ヲ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、又の患者のうち、入棟時の日常生活機能評価	(略)	タソ (略)	ハ 救急医療の実施状況 イカ (略) ヨ 急性期充実体制加算 1 及び 2 の算定件数	カ (略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞 その他の疾患の治療状況 イール (略) ヲ 脳血管内手術の実施件数 カ (略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十一 疾患に応じたりハビリティーション及び早期のリハビリテーションの状況 イール (略) ヲ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、又の患者のうち、入棟時の日常生活機能評価	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二条 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容		報告単位	報告方法
医療機関機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項に規定する医療機関機能をいう。以下同じ。）	一 法第三十条の十三第一項 第一号に規定する基準日に おける医療機関機能	病院又は診療所	規則第三十条の三十三の六第二項に規定するファイル等に記録する方法（以下「ファイル等」に記録する方法」という。）
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	二 法第三十条の十三第一項 第二号に規定する基準日後 医療機関機能	病院又は診療所	ファイル等に記録する方法
	三 法第三十条の十三第一項 第三号に規定する基準日病 床機能	（略）	ファイル等に記録する方法

改 正 前

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容		報告単位	報告方法
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
病床の機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の三第二	一 法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能	（略）	規則第三十条の三十三の六第二項に規定するファイル等に記録する方法（以下「ファイル

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

構造設備及び人員の配置その他必要な事項			
リ 専門研修の実施状況	五 (略)	四 基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第四号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
構造設備及び人員の配置その他必要な事項			
(新設)	二の二 (略)	二 基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	
	(新設)	(略)	
	(新設)	(略)	等に記録する方法」という。

医療機関機能に関する内容			
七 人員に係る内容 イ 臨床研修医の数 ロ 専門研修を受ける医師の数	ハ 診療科目別の医師及び専攻医の数 ニ 在宅医療部門の有無及び従事者の数 ホ 救急外来の有無及び従事者の数 ヘ 地域への派遣医師の数及び派遣先医療機関の数 ト 休日・夜間等の体制等 (1) 休日及び夜間・時間外における救急受入体制の有無 (2) 休日及び夜間・時間外における次に掲げる診療体制の有無 診察体制の有無 検体検査 CT検査 MRI検査 消化管内視鏡検査 血管造影検査 小児科診療 産科診療 全身麻酔を伴う手術	八・九 (略)	十 救急医療の提供状況 イ 患者の年齢階級区分及び経路区分の組合せごとの救急搬送受入件数(転院搬送件数を含む) ロ 救急患者連携搬送料の算定件数
十一 手術に関する実績 イ 手術・処置の実施件数 (外科手術にあつては、全身麻酔を伴うものに限る。)	病院又は診療所	(略)	病院又は診療所
レセプト情報による方法	レセプト情報による方法	(略)	ファイル等に記録する方法
(新設)		(新設)	
(新設)	(新設)	三・四 (略)	(新設)
(新設)	(新設)	(略)	(新設)
(新設)	(新設)	(略)	(新設)

ロ 緊急手術・処置の実施 件数	十二 高齢者等への医療の提 供状況 イ 年齢階級区分別の退院 患者の人数 ロ 休日におけるリハビリ テーション実施体制の有 無 ハ 回復期リハビリテー ション病棟入院料及び回 復期リハビリテーション 入院医療管理料を算定す る病棟又は病室を退棟若 しくは退室した患者の人 数 ニ 外来における疾患別リ ハビリテーション料及び 摂食機能療法の算定件数 ホ 在宅復帰等に向けた取 組 （1） リハビリテーショ ン・栄養・口腔連携体 制加算の算定件数 （2） 排尿自立支援加算の 算定件数 （3） 栄養サポートチーム 加算の算定件数 （4） 摂食嚥下機能回復体 制加算の算定件数 （5） 褥瘡ハイリスク患 者ケア加算の算定件数	十三 高齢者施設等との連携 状況 イ 協力医療機関として連 携する高齢者施設等の数 ロ 協力医療機関として連 携する高齢者施設等の入 所者の緊急時の受入れの ため確保している病床数	病院又は診療所	ファイル等に記録 する方法（二及び ホにあっては、レ セプト情報による 方法）

(新設)	(新設)	(新設)

			(6) 緊急往診加算、夜間・休日往診加算又は深夜往診加算を併算している往診料の算定件数		
			(7) 看取り実績並びに病院又は診療所及び病院以外又は診療所以外における看取りの数		
			ホ 在宅療養患者の受入れのための確保病床の数		
			ヘ 在宅療養患者の診療実績		
			ト 在宅患者緊急入院診療加算の算定件数		
			十五 二十五 (略)	(略)	(略)

改 正 後		改 正 前	
(医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正) 第三条 医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。	公表内容 (略)	公表単位 (略)	
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	(略)	(略)	
三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ (略) ハ 医療機器等 (1) (3) (略)	病床（ロ（１）及びハ（１）、（２）及び（２３）を除く。） にあつては、病院又は診療所、イ（２）及びロ（２） にあつては、病床及び病院又は診療所		
(4) 急性期総合体制加算１から５までのいずれれかを算定している病院にあつては、急性期総合体制加算１から５までのいずれを算定しているかの別			
(5) 包括期充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨			
(6) 看護・多職種協働加算を算定している病院にあつては、その旨			
(7) 医療提供機能連携確保加算を算定している病院にあつては、その旨			

改 正 後		改 正 前	
(医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正) 第三条 医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。	公表内容 (略)	公表単位 (略)	
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	(略)	(略)	
三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ (略) ハ 医療機器等 (1) (3) (略)	病床（ロ（１）及びハ（１）、（２）及び（７）及び（２３）を除く。） にあつては、病院又は診療所、イ（２）及びロ（２） にあつては、病床及び病院又は診療所		
(4) 急性期総合体制加算１から５までのいずれれかを算定している病院にあつては、急性期総合体制加算１から５までのいずれを算定しているかの別			
(5) 包括期充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨			
(新設) 急性期充実体制加算１又は２を算定している病院にあつては、その旨			
(新設)			

入院患者に提供する医療の内容		(6) 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨	
		(7) 精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨	
		(8) (10) (略)	
		(11) コンピュータ断層撮影装置の数 (新設)	
	(略)	(i) 六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii) (iv) (略)	
	(略)	(12) (23) (略)	
入院患者に提供する医療の内容	(略)		(略)
	六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ ール (略)		(略)
	ヲ 脳血管内手術の実施件数 ワ ソ (略)		
	(略)		(略)
	八 救急医療の実施状況 イ 力 (略)		(略)
	ヨ 急性期充実体制加算1及び2の算定件数 タ ソ (略)		
入院患者に提供する医療の内容	(略)		(略)
	十一 疾患に応じたりハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況 イ ール (略)		
	ヲ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあつては、又の患者のうち、入棟時の日常生活機能評価（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の（2）ト又は同（4）ハの日常生活機能の評価をいう。ヲにおいて同		

(傍線部分は改正部分)

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。
--	--

	(新設)		
(新設)	(新設)	三・四 (略)	(新設)
(新設)	(新設)	(略)	(新設)

十二 高齢者等への医療の提供状況 イ 年齢階級区分別の退院患者の人数 ロ 休日におけるリハビリテーション実施体制の有無 ハ 回復期リハビリテーション病棟入院料及び回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する病棟又は病室を退棟若しくは退室した患者の人数 ニ 外来における疾患別リハビリテーション料及び摂食機能療法の算定件数 ホ 在宅復帰等に向けた取組 （1）リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算の算定件数 （2）排尿自立支援加算の算定件数 （3）栄養サポートチーム加算の算定件数 （4）摂食嚥下機能回復体制加算の算定件数 （5）褥瘡ハイリスク患者ケア加算の算定件数		十三 高齢者施設等との連携状況 イ 協力医療機関として連携する高齢者施設等の数 ロ 協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者の緊急時の受入れのため確保している病床数 ハ 協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者に対する診療実績 ニ 協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の算定件数		十四 在宅医療の提供状況 イ 在宅医療に係る連携先医療機関の数及び後方支援に係る連携先医療機関の数 ロ 同一敷地内又は隣接敷地内以外の連携する訪問看護ステーションの数 ハ 訪問診療の対象としている施設等の数 ニ 在宅医療の実績 （1）在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅲ）の算定件数 （2）在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料及び退院後訪問指導料の算定件数		病院又は診療所	病院又は診療所	（新設）
						病院又は診療所	（新設）	（新設）

ニ (略) ホ 高額等の医療機器・設備の保有状況 (1) コンピュータ断層撮影装置の数 (i) <u>百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数</u> (ii) 六十四列以上 <u>百二十八列未満</u> の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (iii)～(v) (略) (2)～(11) (略)	(略)	(略)	ニ (略) ホ 高額等の医療機器・設備の保有状況 (1) コンピュータ断層撮影装置の数 (新設) (i) 六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii)～(iv) (略) (2)～(11) (略)	(略)	(略)
---	-----	-----	--	-----	-----

第六表 医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十一の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改

正

後

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
一 紹介受診重点外来の実施状況 イ・ロ （略）	（略）	規則第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。） ただし、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「 <u>医療機関機能等報告</u> 」という。）において報告を行う場合には、報告を省略することができる。

改

正

前

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
一 紹介受診重点外来の実施状況 イ・ロ （略）	（略）	規則第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。） ただし、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「 <u>病床機能報告</u> 」という。）において報告を行う場合には、報告を省略することができる。

(略)	(略)	(略)
三 地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ (略)		シセプト情報による方法 ただし、 <u>医療機関機能等報告</u> において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	フアイル等に記録する方法 ただし、 <u>医療機関機能等報告</u> において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。

(略)	(略)	(略)
三 地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ (略)		シセプト情報による方法 ただし、 <u>病床機能報告</u> において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	フアイル等に記録する方法 ただし、 <u>病床機能報告</u> において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。

（医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示の一部改正）

第七条 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和八年厚生労働省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。
第三条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に並び、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。				医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に並び、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容				報告内容			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
病床の機能（法第三十条の三第二項第七号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	(略)	(略)	(略)	病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
報告単位				報告単位			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
報告方法				報告方法			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四条の表を次のように改める。

改 正 後				改 正 前			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。				医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。			
公表内容	（略）	（略）	公表単位	公表内容	（略）	（略）	公表単位
病床の機能（法第三十条の三第二項第七号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）	（略）	（略）	病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）	（略）	（略）

附 則

（適用期日）

一 この告示は、告示の日から適用する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は令和八年十月一日から適用する。

（経過措置）

二 第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定及び第三条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定は、令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる医療機関機能等報告（医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項の規定による報告をいう。）から適用する。

三 第五条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療の規定は、令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる外来機能報告（医療法第三十条の十八の二第一項及び第三十条の十八の三第一項の規定による報告をいう。）から適用する。

（傍線部分は改正部分）